

The Friendship Force of KUMAMOTO 会則

第1条 <名称>

このクラブは、The Friendship Forth of KUMAMOTO ザ・フレンドシップフォース・オブ・熊本という。以下「FF 熊本」と略す。

第2条 <目的>

FF 熊本は、ホームステイ（家庭滞在）を通じて外国の文化や生活を正しく理解しながら国際交流を推進し、国際化と世界平和に寄与することを目的とする。

第3条 <事業>

FF 熊本は、次に掲げる事業を行う。

- ① 本部 (FFI・アトランタ) による受入・渡航のホームステイ交換プログラム事業
- ② 熊本県内の各種国際交流活動に対する支援・協力
- ③ その他 FF 熊本の目的を達成するために必要な事業

第4条 <会員>

- ① 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、年会費を納入しなければならない。
- ② 会員は、総会において決められた年会費を、年初めに納入しなければならない。
- ③ 会員が退会しようとする時には、会長に届け出なければならない。
- ④ この会の目的に賛同し、事業を援助する個人又は法人で、理事会において承認された者を賛助会員とする。

第5条 <役員及び選任>

- ① FF 熊本に次の役員を置く
会長1人 副会長2人 会計1人 事務局長1人（若干名の事務局員） 監事2人
- ② 理事及び監事は総会において選任する。
- ③ 会長、副会長、会計、事務局長は理事の互選により定める。

第6条 <役員の職務>

- ① 会長は FF 熊本を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- ③ 理事は理事会を構成し、FF 熊本の運営に関する必要事項を審議し決定する。
- ④ 監事は会の会計及び業務を監査する。

第7条 <任期>

- ① 役員の任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ② 役員の再任は妨げない。

第8条 <顧問>

FF 熊本に顧問を置くことができる。顧問は理事会の総意を以って推戴し会長が委嘱する。

第9条 <会議>

FF 熊本の会議は総会、理事会、事務局会とする。

- ① 総会、理事会は会長が招集する。
- ② 総会、理事会の議長は会長が任命する。

- ③ 総会、理事会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長が決する。
- ④ 状況により会長の判断で、書面決議、オンライン決議などを行うことが出来る。
- ⑤ 事務局会は事務局長が招集する。

第10条 <総会の議決事項>

総会は次に掲げる事項を議決する。

- ① 会則の制定及び変更
- ② 毎年の決算及び予算の承認
- ③ 每年の事業報告及び計画
- ④ その他、理事会において必要と認めた事項

第11条 <理事会の議決事項>

理事会は次に掲げる事項を議決する

- ① 総会に付議すべき事項
- ② その他、会長が必要と認めた事項

第12条 <事務局>

事務局長は理事会において選任され、若干名の事務局員で仕事を分担する。

第13条 <経費>

運営経費は、会費、賛助金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第14条 <会計期間>

会計期間は1月1日より始まり、同年12月31日に終わる。

第15条 <委任>

この会則に定めるもの他、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(付則) この会則は、2024年1月1日から施行する。

(追記) ザ・フレンドシップフォース・オブ・熊本 休会中の臨時会則 2024年1月1日より施行
本会則はFF 熊本が感染症や自然災害の影響により、受け入れ及び渡航が困難な場合の会則である。

<休会期間>

- ① 休会期間は無期限とし、見直しは毎年毎とする。
- ② FFJ に申請し、その間のFFIへのFeeは納入しない。
- ③ クラブの活動再開が可能と判断された場合は、FFIへFeeを納入り再開する。

<会員および会の義務>

- ① FF 熊本の会員年会費は徴収しない。
- ② FF 熊本のホームページは維持管理する。
- ④ FFJ のホームページ管理費は納入する。
- ④ 熊本県国際協会への会費は納入する。
- ⑤ 個人で活動する会員は自己にてmy FFへ登録し、個人でFeeの支払いを行う。

<休会中の活動>

- ① 国内外での行動の制限が行われている間は受け入れ及び渡航は実施しない。
- ② ブロック会議、代表者会議などはオンラインでの参加を推奨する。